

第2部 事業概要

I 平成31(2019)年度における主要事業

1 家庭ごみ収集事業

(1) 家庭ごみの戸別収集(資源・ごみの収集日と回数)

曜日	収集	1 富・柴・錦・羽	2 高・曙・栄	3 若・幸・柏	4 緑・泉・砂・上・一・西
月	毎週	燃やせるごみ		容器包装プラスチック	
火	毎週	容器包装プラスチック		燃やせるごみ	
水	毎週	びん、有害ごみ、せん定枝、スプレー缶			
	隔週	雑誌・本・雑がみ、牛乳等紙パック、燃やせないごみ、製品プラスチック			
木	毎週	燃やせるごみ		ペットボトル	
	隔週	缶、新聞・折込チラシ		段ボール・茶色紙、古布	
金	毎週	ペットボトル		燃やせるごみ	
	隔週	段ボール・茶色紙、古布		缶、新聞・折込チラシ	

(2) 指定収集袋制度

平成25(2013)年11月から、家庭ごみの戸別収集・有料化を実施しています。

① 対象品目

家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の二種類に限定して指定収集袋制度による有料収集を実施しています。

ごみ処理の際に環境負荷が大きいものを有料化の対象にすることにより、「ごみの排出量を減らす。」あるいは「排出物を再利用、資源化する。」という行動を促すとともに、再利用が可能な資源類を有料化の対象から外し無料にすることにより、より一層ごみの減量やリサイクルの推進を目指しています。

② 指定収集袋の取り扱い等に係る委託契約の形態

製造、在庫管理、取扱店舗等からの注文の受付及び配送業務について、一括して業務委託しています。なお、委託料については、当該事業者が取扱店等に配送した枚数に応じて委託料を支払う単価契約となっています。

③ 指定収集袋の交付単価

市民に過度な負担とならず、一方でごみの減量の動機付けとなる手数料設定としています。具体的には、多摩地域における有料化実施自治体のごみ処理手数料と同程度(1リットル当たり2円)で、袋の大きさに応じて手数料を設定しています。

④ ばら売り、切り離しセット販売試行実施

令和元年9月から、市内6店舗で指定収集袋のばら売りと切り離しセットの販売を試行的に開始しました。

【多摩地域家庭ごみ戸別収集有料化・実施自治体一覧】多摩地域ごみ実態調査(平成31年度統計)より

実施順	市町村	実施時期	袋方式・内容				収集方式
			5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	
1	青梅	H10.10.1	(可燃)7円/枚 (不燃)6円/枚	(可燃)15円/枚 (不燃)12円/枚 (プラ)7円/枚	(可燃)30円/枚 (不燃)24円/枚 (プラ)15円/枚	(可燃)60円/枚 (不燃)48円/枚 (プラ)30円/枚	戸別・ステーション
2	日野	H12.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
3	清瀬	H13.6.1	(可燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	ステーション
4	昭島	H14.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
5	福生	H14.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
6	東村山	H14.10.1	(可・不燃)9円/枚 (プラ)3.8円/枚	(可・不燃)18円/枚 (プラ)7.5円/枚	(可・不燃)36円/枚 (プラ)15円/枚	(可・不燃)72円/枚 (プラ)30円/枚	戸別
7	羽村	H14.10.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
8	調布	H16.4.1	8.4円/枚	27.3円/枚(15ℓ)	55.6円/枚(30ℓ)	84円/枚(45ℓ)	戸別
9	あきる野	H16.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚(20ℓ) 45円/枚(30ℓ)	60円/枚 (可燃のみ)	戸別
10	八王子	H16.10.1	9円/枚	18円/枚	37円/枚	75円/枚	戸別
11	武蔵野	H16.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
12	稲城	H16.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
13	瑞穂	H16.10.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
14	小金井	H17.8.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
15	町田	H17.10.1	8円/枚	16円/枚	(可・不燃)32円/枚 (プラ)16円/枚	(可・不燃)64円/枚 (プラ)32円/枚	戸別・ステーション
16	狛江	H17.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
17	西東京	H20.1.1	(可・不燃)7.5円/枚	(可・不燃)15円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)30円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)60円/枚 (プラ)20円/枚	戸別
18	多摩	H20.4.1	(可・不燃)7円/枚	(可・不燃)15円/枚	(可・不燃)30円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)60円/枚	戸別・ステーション
19	三鷹	H21.10.1	9円/枚	18円/枚	37円/枚	75円/枚	戸別
20	府中	H22.2.2	(可・不燃)10円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
21	国分寺	H25.6.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
22	立川	H25.11.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
23	奥多摩	H26.1.1		15円/枚	30円/枚 45円/枚(30ℓ)	67円/枚(45ℓ)	ステーション
24	日の出	H26.4.1		15円/枚	45円/枚(30ℓ)	67円/枚(45ℓ)	戸別
25	東大和	H26.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
26	国立	H29.9.1	(可・不燃)10円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	ステーション
27	東久留米	H29.10.1	(可)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
28	小平	H31.4.1	(可・不燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別

(3) 資源とごみの収集カレンダーの全戸配布・ごみ分別アプリの配信

分別方法・収集日の周知徹底を図るため、資源とごみの収集カレンダーを全戸配布しています。また、ごみ分別アプリを配信しています。

(4) 指定収集袋減免制度

有料化に伴い、規則に定める要件を満たした世帯に対して、申請に基づき年間一定枚数の指定収集袋を交付しています。

平成31(2019)年度は立川市役所1階101会議室で、下表のとおり臨時窓口9時～17時(火・木)、9時～20時(水・金)、9時～16時(土・日))を開催しました。

臨時窓口は、ごみ対策課・清掃事務所・新清掃工場準備室の3課の職員が担当しました。

また、臨時窓口終了後は環境対策課の協力を得て、本庁舎での申請受付を継続しました。

【臨時窓口の開催日程】

日程(10月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	12(土)	13(日)
受付人数	749人	792人	520人	292人	9人	204人

(5) ボランティア袋制度

有料化に伴い、道路・公園などの公共空間を清掃して出たごみを排出する際に、ボランティア袋を、事前登録制として一定の審査を実施し、無償交付しています。

【ボランティア袋制度の概要】

対象	個人・団体
登録条件	・清掃場所が道路や公園などの公共空間に限定されていること ・排出場所が家庭ごみの排出場所と原則同一であること
交付要件	・登録審査後に交付可能であるとの認定を受けた登録証を提示する
交付上限枚数	個人:40枚以内 団体:200枚以内 (燃やせるごみ・燃やせないごみ等合計)

(6) ごみ出し支援事業

戸別収集の実施と同時に、集合住宅にお住まいで、ごみ出しが困難な世帯を対象に、ごみ出し支援事業(粗大ごみは除く)を(公社)立川市シルバー人材センターに委託して行っています。住居の入り口前からごみの排出場所までごみ出しを行い、希望があればあわせて声掛けなどで安否確認も行っています。

【ごみ出し支援の内容】

要件	次のいずれかの要件を満たす方が対象です ・介護保険の要介護認定を受け、区分が要介護度3以上 ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている ・精神障害者手帳1級の交付を受けている ・上記世帯に準ずると市長が認める
排出時間	平日午前6時半まで
排出場所	自室(ドア)前
排出方法	適正に分別したうえで、紙類以外のごみは袋で出し、かつ、「しえん」マークを記入する
意思表示	ごみ等を出さない日は「今日はごみはありません」のカードを提示
利用者数	26人(平成31(2019)年度末時点)
その他	作業員は出されたごみ等を収集開始前までに本来の排出場所へ運ぶ

(7) 地域ごみ等特別収集

多量のボランティアごみや地域活動による祭事ごみ、道路課のロードサポーター事業で排出された道路上のごみ、火災による罹災ごみの収集・運搬業務を委託して実施しました。平成31(2019)年度に回収されたごみ等は57日、22,080kgでした。

2 粗大ごみ収集事業

(1) 粗大ごみ収集

専用電話で収集日を指定して受け付け、一般家庭から排出される粗大ごみを戸別にかつ速やかに収集しています。昭和53(1978)年度に開始し、平成12(2000)年度に粗大ごみの減量を目的にポイント制の有料化(粗大ごみ処理券)に移行しました。

なお、粗大ごみ処理券の取扱店及び施設は62ヶ所でした。

(2) 粗大ごみの減免制度

規則に定める要件を満たした者に対して、申請に基づき粗大ごみ処理手数料を減免しています。

3 収集体制の整備

(1) 動物死体収集

快適な生活環境を確保するため、道路上等の動物死体を収集しています。飼主がいない場合は無料、飼主がいる場合は収集一体につき4,000円、持込一体につき3,000円の手数料を徴収しています。

(2) 資源物持ち去り防止パトロール

市ではこれまでに、ごみの排出場所に出された資源物を持ち去る行為に対して条例に罰則規定を設け、持ち去り行為を防止するためのパトロールを行ってきました。平成31(2019)年度は、市民の皆さまから持ち去り行為に関する21件の目撃情報が寄せられ、必要に応じてパトロールを実施しました。

(3) 市有集積所跡地の処分

家庭ごみの戸別収集・有料化により、ごみ集積所を使用しなくなったことから、ごみ集積所のうち、市が所有しているものについては清掃部門での管理を廃止し、廃止後は、市が管理する公園に隣接するものについては、まちづくり部門に移管を行った上で行政財産として利用を継続し、その他のものについては、行政財産としての利用を廃止し、行政管理部へ移管したうえで、平成26(2014)年11月より、一定の条件を満たす方に売却しており、売却開始から平成31(2019)年度までに、延べ162件の売却が完了しました。

4 不燃物処理事業

(1) 紙・布類の資源化

資源再生業者に引き渡し、平成31(2019)年度は、5,750トンが資源として再利用されました。

(2) 容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化

収集した容器包装プラスチックとペットボトルは、不適物を取り除いた後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。平成31(2019)年度は、2,017トンの容器包装プラスチックと、561トンのペットボトルが再生利用されました。また、その他のプラスチックについては本市独自のルートにより、平成31(2019)年度は98トンを資源再生業者に引き渡しました。

なお、容器包装プラスチックへの異物混入を取り除くため、既存の選別ラインを二重化し、作業員の手選別により容器包装プラスチックとその他プラスチックに分けています。

(3) 空き缶・空きびんの資源化

集められた空き缶は、磁選機によりスチール缶とアルミ缶に選別し、それぞれ30kgと8kgのかたまりにプレスし、資源再生業者に引き渡します。平成31(2019)年度は435トンの空き缶が再生利用されました。

また、集められたびん類から、繰り返し使用できる「生きびん」を抜き取り、種類ごとに事業者に引き渡し、残ったびんは色別に選別し「ワンウェイびん」として(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡しました。平成31(2019)年度は51トンの「生きびん」が再利用、1,140トンの「ワンウェイびん」が再生利用されました。

なお、戸別収集実施に伴う「ワンウェイびん」の色別収集の廃止にあわせ、専用ラインを総合リサイクルセンター内に増設し、作業員の手選別により色別に分けています。

(4) 行政による小型家電の資源化

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の施行(平成26(2014)年4月)を機に、市では使用済小型家電の再資源化を推進するため、平成26(2014)年7月25日から、市役所本庁舎、子ども未来センター、総合リサイクルセンターに、使用済小型家電の回収ボックスを設置しています。対象はボックスの投入口(300×150mm)から入れることができる次の9品目です。

- | | | |
|--------------------|---------------|-----------------|
| 1.携帯電話・PHS・スマートフォン | 2.電子辞書 | 3.カーナビ |
| 4.デジタルカメラ | 5.ポータブルビデオカメラ | 6.携帯音楽プレイヤー |
| 7.携帯CD・MDプレイヤー | 8.ゲーム機 | 9.ACアダプター等のコード類 |

平成31(2019)年度は回収ボックスと、総合リサイクルセンター内での選別作業により73トンの使用済小型家電を再資源化しました。

また、平成29年9月より上記のボックスとは別に携帯電話専用の回収ボックスを市内施設6か所に設置し、平成31(2019)年度は65台(7.5kg)の携帯電話を回収・再資源化しました。

(5) 民間活力を利用したパソコン・小型家電の資源化

平成27(2015)年2月から国の認定を受けた事業者リネットジャパンリサイクル株式会社が、本市を対象に、宅配便を活用した小型家電の回収サービスを開始しました。対象品目はパソコンを中心に携帯電話やデジカメ、ゲーム機など400品目以上の小型家電です。箱(3辺合計140cm以内、20キロ以内)に入ればパソコン・小型家電を何点詰めても880円+税(現在1,500円+税)で、パソコンかスマートフォンから申し込みれば、運送会社が回収に伺うサービスです。

本市は同社と同年1月28日に協定締結し、多摩地域では初めての自治体として、2月1日から連携を開始しました。

同年11月からは、パソコンが入っている場合無料となり、あわせて事業者ホームページからの申し込みのみだった申請方法を、ファックスによる申し込みにも対応することで、さらに利便性・利用機会が広がり、より一層の資源化率向上及び燃やせないごみの発生抑制が期待されます。

平成31(2019)年度は、パソコン1,240台(6,244kg)、携帯電話464台(55kg)、その他小型家電4,853kgを市内から回収・再資源化しました。

5 ごみ減量・資源化に向けた市の取組

(1) 生ごみ分別・資源化事業

家庭から排出される生ごみの分別・資源化について検証を行うため、大山自治会の協力を得て、平成26(2014)年8月から「生ごみ分別・資源化事業」に取り組んでいます。

モデル地区	大山団地(都営上砂町1丁目アパート)1~26号棟
対象世帯	828世帯 協力率58.2%(令和2(2020)年3月時点)
事業期間	平成26(2014)年8月~
収集日	毎週火曜日と金曜日(年末年始を除く)
収集方法	協力世帯にバケツを配布し、収集日に燃やせるごみと分けて保管した生ごみを専用リサイクルカートの中に投入
資源化の方法	民間の処理施設で前処理された後、せん定枝資源化事業で集められたせん定枝と混ぜ合わせ、たい肥の素に資源化

生ごみは月平均2,580kgの安定した量を収集することができました。これは協力世帯の皆さんに、ごみ減量・資源化に向けて引き続き高い意識をもって、生ごみの分別に取り組んでいただいている結果と考えています。

【たい肥の活用】たい肥化されたたい肥は、大山団地内の花壇や自治会会員へ配布しています。平成28(2016)年度からは、小中学校及び保育園に配布し、野菜づくりや花づくり、環境学習の場で有効活用されています。

平成31(2019)年は、小学校5校、中学校1校、保育園2園にたい肥を配布しました。

(2) 事業系ごみ関連

① 排出事業者への訪問指導

平成31(2019)年度は、事業者の中で排出量の多い事業者15社を訪問し、ごみの排出状況や分別状況及び処理方法等を確認するとともに、各事業者にあった排出方法や分別方法等について指導・助言を行いました。また、市民からの通報や収集委託業者からの報告等に基づき、ごみ処理が不適正な事業者等延べ35件の訪問・指導を行いました。

毎年このような活動を行っていることもあり、本市のごみ全体に対しての事業系ごみの割合は平成26(2014)年度は約24%でしたが、平成31(2019)年度は約10%まで下がりました。

② 事業系ごみ受入制限の実施

平成22(2010)年度より行っている、清掃工場でのコンベア式ごみ検査機による事業系ごみの搬入物検査について、平成27(2015)年7月より検査基準を強化して実施しています。

また、総合リサイクルセンターでは平成22(2010)年度より、燃やせないごみと粗大ごみ、資源(白古紙、せん定枝を除く)についての搬入を停止しました。加えて、平成23(2011)年7月からは白古紙の受入制限も実施し、現在、せん定枝以外のすべての資源物、燃やせないごみ、粗大ごみの搬入を停止しています。これらのごみは、事業者の責任により民間の再資源化施設などに搬入されています。

③ ごみ処理優良事業所認定制度

平成19(2007)年度より、ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる事業所を「ごみ処理優良事業所」として認定しています。認定期間は2年で、平成31(2019)年度は、34

事業所となりました。今後とも、認定事業所の取り組み内容を積極的に紹介することにより、事業系ごみの減量とリサイクルに対する理解を広め、事業系ごみの減量につなげていきます。

立川市ごみ処理優良事業所 事業所 (令和2(2020)年3月31日現在)

富士見町(1)	曙町(続き)
多摩信用金庫富士見町支店	(株)パレスエンタープライズ パレスホテル立川
柴崎町(4)	富士ゼロックス多摩(株)立川営業所
(株)いなげや ESBI 立川南口店	富士ゼロックス多摩(株)本社
ジェイアール東日本商業開発(株) (グランデュオ立川)	(株)三越伊勢丹 伊勢丹立川店
多摩信用金庫南口支店	(株)ルミネ立川店
万田商事(株)オリオン書房	高松町(2)
錦町(5)	帝三製菓(株)
社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホーム	(株)IHI 検査計測立川営業所
多摩信用金庫錦町支店	砂川町(1)
中国料理五十番	多摩信用金庫砂川支店
東京都市町村職員共済組合(ホテル日航立川東京)	栄町(2)
中村建設(株)	(株)いなげや立川栄町店
羽衣町(2)	多摩信用金庫栄町支店
(有)狭山園	幸町(2)
多摩信用金庫東立川支店	(株)いなげや立川幸店
曙町(11)	多摩信用金庫幸町支店
キャノンシステムアンドサポート(株)立川サービスセンター	泉町(3)
キャノンマーケティングジャパン(株)立川営業所	(株)いなげや bloomingbloomy ららぼーと立川立飛店
損害保険ジャパン日本興亜(株)西東京支店	三井不動産商業マネジメント(株)ららぼーと立川立飛
SOMPOシステムズ(株)	大和ハウス工業(株)多摩支店
多摩信用金庫本店	緑町(1)
東京ガス(株)立川ビル	東京電力パワーグリッド(株) 立川支社

(3) ごみ減量協力員制度

平成7(1995)年1月から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8に基づき、市が市民を廃棄物減量等推進員として委嘱し、市の施策への協力と活動をしてもらう「ごみ減量協力員(以下「協力員」という)制度」を実施しています。

協力員は任期2年のボランティアであり、自治会からの推薦等、地域の代表としてごみ問題に取り組んでいます。具体的な活動内容は①地域住民への啓発活動②地域の現状報告(協力員レポート提出:年1回程度)③地域におけるリサイクル推進活動への協力などです。

なお、平成30年7月末日に活動を休止したごみ減量・リサイクル推進委員会が担ってきた啓発活動については、ごみ減量協力員制度を活用して市民参加の取組を継続しています。

【パネル展の概要】

実施日時:令和2(2020)年3月23日(月)~3月27日(金)午前9時~午後4時

場 所:市役所本庁舎1階 多目的プラザ 来 場 者:延べ323名

【平成31(2019)年度協力員数内訳】

自治会総数	協力員を選出している会	協力員数
183団体	71団体	100人

(4) マイバッグ推奨運動の実施

平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日まで、市内の商店街(会)・小売店舗・コンビニエンスストア等にご協力をいただきながら「マイバッグ推奨運動」を実施しました。協力店においてポスター等を掲出していただき、強化月間の10月1日から31日には買い物の際のマイバッグ持参、レジ袋の削減・簡易包装への協力を呼びかけました。

(5) 啓発文書の投函

① 戸建住宅向け

排出されたごみ袋等が、特に、燃やせるごみ・プラスチックの収集日にカラスや猫等の動物により袋を破かれ、ごみ等が散乱しているケースがあり、排出者に対して「ネットをかける、蓋付きのポリバケツをご用意していただくなど、対策を講じていただく」旨の啓発文書を投函しました。

また、びん及び缶を袋に入れて出している居住者に対し、『戸別収集・有料化実施に伴い、「びんと缶」は器をご用意して排出していただくことになっている』旨の啓発文書を投函しました。

② 集合住宅向け

次の事項について該当すると思われる居住者に対し、啓発文書を投函しました。

- ・燃やせるごみや燃やせないごみを、指定収集袋を使用せず排出している。
- ・プラスチックやペットボトル等の資源ごみを、燃やせないごみ用の指定収集袋を使用して排出している。
- ・集合住宅の敷地内にある専用排出場所にごみ等を排出せず他の場所に排出している。

(6) 不法投棄が多い集合住宅への啓発・指導

不法投棄が多いとの苦情が近隣から寄せられた集合住宅や、不法投棄で困っている集合住宅のオーナー・管理会社に対し、不法投棄禁止看板の設置や排出場所の移動などの啓発や分別の徹底及び清掃の強化などの指導を行いました。

平成31(2019)年度は所有者への訪問、文書送付等、10件835戸へ啓発・指導を行いました。

(7) 燃やせるごみの組成分析

市内で収集された燃やせるごみの中に混入している生ごみや資源ごみの状況を調査することにより、課題を明確にし、対策を講じていくとともに、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルへの転換に向けた意識啓発を行っていきます。平成31(2019)年度は燃やせるごみの他に燃やせないごみとプラスチック類の組成分析も行い、延べ26日実施しました。

(8) 一般廃棄物処理基本計画改定

一般廃棄物処理基本計画について、前期目標期間が平成31年度であることから、ごみ市民委員会やごみ処理基本計画検討委員会を開催し、各種施策の達成状況の検証を行うとともに、社会情勢等の変化に応じた計画の見直しについて検討を行いました。

6 市民活動に対する支援・補助

(1) 資源再生利用補助金

資源再生利用補助金は、営利を目的としない市内の団体が行う資源の集団回収活動に対し、その回収量により補助金を交付し、市民によるごみの減量とリサイクルを推進するための自主的な活動を支援するものです。その回収量は、市全体の総資源化量の約16%を占めています。

平成31(2019)年度は、179団体から申請があり、29,924,244円の補助金を交付しました。その取扱量は2,949トンでした。

(2) 生ごみ処理機器等購入費補助金

① 生ごみ堆肥化容器購入費補助

燃やせるごみの減量対策の一環として、平成2(1990)年度より、生ごみ堆肥化容器を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は、本体価格の2分の1(上限:3,000円、付属品の費用や送料等、本体以外の経費を除く)で、1世帯につき2基まで申請できます。

平成31(2019)年度は、3基の申請があり、9,720円を交付しました。

② 生ごみ処理機器購入費補助

ごみ減量意識の向上と生ごみ減量を目的に、平成21(2009)年度より、生ごみ処理機器購入費補助金の交付を開始しました。補助金額は、本体価格の2分の1(上限:25,000円、付属品の費用や送料などの本体以外の経費を除く)で、1世帯につき1機まで申請できます。補助の対象となる機器は微生物分解方式または乾燥方式のもので、ディスポーザーは対象外となります。

平成31(2019)年度は、27機の申請で401,160円を交付しました。

(3) 集合住宅向け補助

平成25(2014)年10月から敷地内に専用排出場所を確保している、または新規に確保した集合住宅の管理会社、管理組合、物件所有者に対して、排出場所の鳥害対策として防鳥ネットを貸し出しています。筒型で上部は口紐による開閉式で、下部にスチールチェーンのおもりが付いた特注品で、大小2サイズ(大は40ℓ袋10~12個分、小は40ℓ袋5~6個分)を用意しました。

平成31(2019)年度には16件の申請に対し、大72枚、小6枚を貸し出しました。

7 説明会・イベントなど啓発に関すること

(1) ごみ減量地域説明・意見交換会・臨時相談窓口

燃やせるごみの50%減量を目指し、市民や事業者の皆さんと話し合うため、平成21(2009)年9月より、「ごみ減量地域説明・意見交換会」を積極的に開催しています。概ね5人以上の市民や事業者を対象に、曜日・時間を問わず、職員が地域に出かけ、ビデオプロジェクターなどの映像機器を使用したごみの現状の説明と質疑応答、ごみの減量に向けた意見交換等を行っています。

平成31(2019)年度は、延べ10団体426名の市民の方にご参加いただきました。

また、若年層や高齢者など幅広い世代と地域へのごみ減量・分別の啓発の一環として、子ども未来センター、福祉会館4館、窓口サービスセンターで臨時相談窓口を開設し、計10回で延べ520名の方にご来場いただきました。

(2) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機器の展示

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機器には様々な機種があり、市民が比較検討する機会が少ない

のが実情です。そこで、代表的な機種を数点購入・借用し、市内で行われたイベント(臨時相談窓口など)にて展示すると共に、購入費補助制度の利用を検討している市民をはじめ、来場した方々に対し各機種の特徴や利用方法について説明しています。

(3) たちかわ楽市への出展

毎年秋に行われる楽市には、実行委員会のご協力により、会場の一角をお借りして、ごみ減量に関する啓発を目的にごみの減量と分別・リサイクルに関する展示等を行っています。

平成31(2019)年度は、11月3日(日・祝)、4日(月・休)に開催されたたちかわ楽市に出展しました。例年好評を頂いている完熟たい肥の無料配布、ごみの減量と分別・リサイクルに関する展示、ごみクイズスタンプラリー、キャップアート、雑がみ回収袋作りなどを行いジップロック等の景品を配布しました。計2日で延べ1,173名の方にご来場いただきました。

(4) 暮らしフェスタ立川への出展

「食」や「環境」の問題を中心に、様々な角度から「暮らし」を見直すイベントである「暮らしフェスタ立川」にも、実行委員会のご協力により、会場の一角をお借りして、ごみの減量と分別・リサイクルに関する展示、ごみ分別クイズ、生ごみの水切りの実演と水切りグッズの配布等を行い、計2日で延べ231名の方にご来場いただきました。

(5) 施設見学等の受入れ

総合リサイクルセンターと清掃工場では、施設見学者や中学生の職場体験を受入れています。

平成31(2019)年度は、総合リサイクルセンターでは延べ15団体771名の方が、清掃工場では延べ11団体462名の方が見学しました。また、市内の中学生15名が職場研修として、総合リサイクルセンターの作業を体験しました。これら見学や作業体験を通じ、3R(リデュース-ごみの発生抑制-)、リユース-再使用-)、リサイクル-再生利用-)の大切さを実感していただきました。

(6) ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行

3ヶ月に1回発行しているごみ減量情報紙「西砂からの風」を、自治連に加盟している自治会へ配布し、会員へ回覧依頼を行いました。また、自治連に加盟していない自治会については、会長へ郵送配布を行い、希望に応じて回覧用部数の追加配布をしました。さらに、市の施設43か所にも配置を行い、平成31(2019)年度の延べ発行部数は20,796部でした。

(7) 「ベランダたい肥づくり」への取り組み

生ごみ減量への取組みの一環として、総合リサイクルセンターで生産したたい肥の素を、粗大ごみ等として出された衣装ケースに入れてお渡しすることで、ベランダなど比較的狭いスペースでもできるたい肥づくりへの取り組みを行いました。平成31(2019)年度は新たに64世帯の方にお渡ししました。

(8) 「食品ロス」への取り組み

食べ残しなどの食品ロスの減量を目的として、平成28(2016)年12月より市内飲食店を対象とする登録制度「食べきり協力店」事業を行っています。平成31(2019)年度は新規に3店舗を登録し、計94店舗となりました。さらに、令和元年7月1日(月)から4週間、食品ロスの排出実態や発生原因を把握するために食品ロス市民モニター調査を行いました。

8 清掃工場関連

(1) 燃やせるごみの処理

① 清掃工場の管理運営

市内より排出された燃やせるごみを、適切な運転管理のもとで適正に焼却処理しました。また、排ガス中のダイオキシン類やその他の規制物質の測定値は、いずれも基準値以下になりました。

【ダイオキシン類測定値】 (単位: ^{ナノグラム}ng) ※1ng = 10億分の1g

	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	第5回目	第6回目	第7回目	排出基準
2号炉	0.11	0.10	0.030					5
3号炉	0.00081	0.0020	0.0015	0.0014	0.00058	0.0020	0.0014	1

※1号炉については、平成28年度より稼働休止中

② 清掃工場の施設整備

◆ クレーン設備整備工事(16,720,000円)

焼却炉投入口へごみを運ぶクレーン及び焼却灰を運び出すクレーンの設備を整備し、ごみクレーンの走行ブレーキ、支持開閉モータ(2号のみ)、灰クレーンの走行・横行モータ交換等を行いました。

◆ 破砕機設備補修工事(11,440,000円)

燃やせる粗大ごみを破砕する設備の定期整備、カッター整備、油圧ユニットの整備、プッシャーシリンダー整備を行いました。

◆ 焼却炉整備補修工事(143,426,000円)

3号炉の空冷壁レンガ・耐火物等焼却設備の部分補修、2号炉耐火物部分補修及び誘引通風機整備、2・3号炉の煙道・煙突清掃点検補修を中心に整備補修を行いました。

◆ 公害対策装置点検整備工事(8,360,000円)

2号炉の電気集塵装置の定期清掃、ホッパーシュートの補修、槌打装置の点検と調整を行いました。

③ ごみ検査機による事業系ごみの検査

事業系ごみ減量施策の一環として、コンベア式のごみ検査機による事業系ごみ検査を行いました。評価C判定の搬入車両については、適正な搬入に向けて、指導書を発行し、ごみ質の改善を促しました。

【ごみ検査実績】 (平成31(2019)年度)

評価	A	B	C	D	計
検査台数	692	219	159	0	1,070
比率	64.7%	20.5%	14.8%	0%	100%

A:良好 B:口頭指導(資源・搬入不適物の微量混入)

C:要指導(資源・搬入不適物の混入、口頭指導で改善がみられない)

D:要改善(資源・搬入不適物の多量混入、指導書によっても改善がみられない)

(2) ごみ埋立・エコセメント化に関する事業

多摩地域25市1町の自治体で構成する東京たま広域資源循環組合は、日の出町において、二ツ塚廃棄物広域処分場と東京たまエコセメント化施設を運営しています。本市も同組合の構成団体の一つです。

平成31(2019)年度は、焼却残さ3,452トン、東京たまエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として再生利用されました。

(3) 周辺環境整備対策

清掃工場周辺の大気中におけるダイオキシン類の測定を5月、8月、11月、2月の4回、4地点で実施しました。その他の周辺環境として、一酸化炭素や窒素酸化物などを4回、4地点で測定しました。いずれの結果も環境基準以内でした。

【大気中ダイオキシン類測定値】 (単位: pg-TEQ/m^3) $1\text{pg}=1\text{兆分の}1\text{g}$

調査地点	5月	8月	11月	2月	年平均	環境基準
第八小学校	0.012	0.018	0.041	0.020	0.023	0.6以下
若葉台小学校	0.011	0.019	0.044	0.021	0.024	
立川第四中学校	0.012	0.024	0.036	0.019	0.023	
若葉児童館	0.013	0.016	0.044	0.025	0.025	

(4) 有価物の売却(羽毛布団等)

羽毛布団に含まれる羽毛は、資源として再利用が可能であることから、市民が清掃工場へ持ち込んだまたは市民から回収してきた羽毛布団を業者へ年間を通じて単価契約し、売却しています。

平成31(2019)年度の売却量は1.59トンでした。

(5) 清掃工場の移転問題について

本市の清掃工場では、昭和54(1979)年に稼働した1,2号炉(90t/日)と平成9(1997)年に増設した3号炉(100t/日)により、燃やせるごみの焼却処理を行っています。(1号炉については、平成28年度より稼働休止中。)

平成9(1997)年の3号炉増設にあたり、清掃工場周辺自治会と締結した協定書(平成4年度～6年度)では、「平成20(2008)年を限度に、現清掃工場を他の地域に移転する。」という内容が記載されていますが、現在も移転ができていません。市としましては、移転までの間、現清掃工場の運営や新清掃工場の建設に向けた取組について、周辺住民の理解を得るため、継続的に話し合いを行います。

新清掃工場については、平成25(2013)年2月に、移転先の候補地を「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業地区内」の「公的利用分」とすることを公表し、平成29(2017)年3月には「立川市新清掃工場整備基本計画」を策定しました。

新清掃工場の整備・運営にあたっては、平成30(2018)年10月に入札告示、平成31(2019)年1月に入開札、同年4月に「新清掃工場事業者選定審議会」からの審査公表及び答申を受け落札者の決定、同年6月に新清掃工場整備運営事業の基本契約等を締結し、設計及び準備工事を進めました。

平成25(2013)年度から、周辺自治会等7団体の代表者で構成する「立川基地跡地利用施設検討委員会」との話し合いを継続するとともに、引き続き、周辺住民説明会の開催など丁寧な説明を

行います。

なお、非焼却による再資源化施設実証導入については、開発メーカーが取り組んでいる事業の現状や今後の展開について、引き続き、その取り組みを注視するとともに、情報の収集に努めました。今後も移転までの間、現清掃工場でごみ処理を行う必要があり、安全な運転管理に努めるとともに、周辺への環境負荷軽減に向けて、ごみの減量に取り組んでいきます。

9 総合リサイクルセンター関連

(1) 処理施設の運転管理・施設整備

総合リサイクルセンターの機械設備等については、施工メーカーによる保守点検と改修工事等を行い、安定稼動に努めています。しかし、竣工から21年が経過し、老朽化による機械設備等の故障が多くなってきました。今後は平成22(2010)年度に作成した、施設の保全・改修計画に基づき、より資源化率の高い施設を目指します。

◆剪断物コンベアチェーン交換工事(8,690,000円)

工場棟内に設置してある剪断物コンベアの老朽化した部品の交換を行いました。

◆空調機改修工事(8,986,370円)

空調機の経年劣化により改修工事を行いました。

◆計量台貫更新工事(15,004,000円)

計量棟に設置してある計量システムの経年劣化により更新工事を行いました。

(2) せん定枝資源化事業

平成15(2003)年度より、総合リサイクルセンターにおいて、せん定枝の市内循環型リサイクルを進めることを目的に、せん定枝資源化事業を開始しました。この事業により、それまで燃やせるごみとして処分していたせん定枝は資源化され、「たい肥の素」として生まれ変わっています。

総合リサイクルセンターに集められたせん定枝は、まずビニールひもや袋を取り除き、直径8mmに破碎した上で、学校給食等の生ごみを前処理した物と雨水を混ぜ合わせます。次に、空気を含ませるため、切り返しを行い、発酵を促します。発酵中のたい肥の素の温度は約70℃まで高まる結果、害虫等が駆除されます。発酵が落ち着いたたい肥の素は、農家をはじめ市民の方々に配布しています。

なお、現在は、平成23(2011)年3月に発生した福島第一原子力発電所での事故を受け、たい肥の素の生産ロットごとに放射線量の測定を行い、その線量が基準値以下であることを確認した上でたい肥の素を配布しています。

(3) リサイクル品販売所の運営支援

総合リサイクルセンターでは、シルバー人材センターと協定し、粗大ごみ等として出された家具や雑貨、市内の放置自転車などを、シルバー人材センターが修理・クリーニングして、展示販売しています。平成31(2019)年度は、13,786点・8,549,910円を販売し、リユース(再使用)を進めました。

第3部 資料

I 資料

○年表

年 月	内 容
明治14(1881)年	郡区町村編成法により、柴崎村が立川村となる
明治33(1900)年4月	汚物掃除法施行
大正12(1923)年	立川村が立川町となる
昭和15(1940)年12月	立川町が立川市となる
【この頃の分別】昭和20年代前半(1950)までは、塵芥(ちりあくた)は窪地に埋め立て、厨芥(生ごみ)は家畜の飼料に、し尿は畑の肥料等にしていた。	
昭和27(1952)年9月	砂川町川越道東(現・若葉町)に塵芥焼却場(処理能力:15t/日(バッチ式))が完成
昭和29(1954)年7月	清掃法施行
昭和33(1958)年1月	立川・昭島衛生処理組合(後の立川・昭島衛生組合)が発足
昭和34(1959)年7月	立川・昭島衛生処理組合のし尿処理場が完成し、操業を開始
昭和37(1962)年11月	塵芥焼却場に焼却炉1基(処理能力:7.5t/日(バッチ式))を増設
【この頃の分別】塵芥(ちりあくた)は焼却、厨芥(生ごみ)は家畜飼料と埋め立て、危険物(空缶、空びん)も埋め立てていた。	
昭和38(1963)年4月	1世帯1か月30円であった一般家庭のごみ収集を無料に
昭和38(1963)年5月	立川市と砂川町が合併
昭和39(1964)年7月	塵芥焼却場新混合焼却炉(処理能力:35t/日(バッチ式))が完成
昭和39(1964)年7月	ポリバケツによる定時混合収集方式を開始
昭和40(1965)年1月	塵芥焼却場旧炉(処理能力:22.5t/日(バッチ式))を改修
【この頃の分別】塵芥と厨芥は混合収集し焼却処理、危険物は自治会設置のドラム缶へ排出し、収集の後に埋め立てていた。	
昭和41(1966)年12月	瑞穂町で危険物と焼却灰の埋め立てを開始
昭和43(1968)年7月	塵芥焼却場新型焼却炉(処理能力:80t/日×2基(全連続式))が完成
昭和45(1970)年12月	清掃法を全面改正した廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
昭和46(1971)年4月	衛生課から清掃課を分離独立
昭和46(1971)年12月	市配布の紙袋によるごみ収集を開始
昭和46(1971)年 ～47(1972)年	危険物容器(φ50×57H)を市内1,200か所に設置
【この頃の分別】(燃やせる)ごみは週3回、危険物(燃やせないごみ)は週2回(火木)収集、大型ごみは有料(5円/kg)戸別収集、ごみに含まれるビニール類が焼却炉を傷め、有毒ガスを発生させるので問題となる。	
昭和47(1972)年5月	清掃条例を廃棄物の処理及び清掃条例に改正、事業者は自己処理が原則に
昭和47(1972)年9月	危険物収集車の爆発事故で委託業者の作業員2名が負傷
昭和48(1973)年1月	ごみ量の急増により、焼却能力と埋立地の残余スペースが不足し、ごみ問題が顕在化
昭和49(1974)年1月	羽村・瑞穂町で危険物と焼却灰の埋め立てを開始
昭和49(1974)年4月	石油危機による紙不足のため、無料配布の紙製ごみ袋が1世帯1か月6枚から4枚になる
昭和49(1974)年6月	家庭用ごみ焼却器購入補助金制度を開始

年 月	内 容
昭和50(1975)年4月	無料配布の紙製ごみ袋が1世帯1か月4枚から3枚になる
昭和50(1975)年10月	羽村・瑞穂町のごみ穴公害問題で5日間投棄中断、各市の職員が消毒及び24時間の不法投棄監視を行う
昭和51(1976)年3月	塵芥焼却場で洗煙排水処理装置が完成
昭和51(1976)年4月	羽村・瑞穂町のごみ穴周辺住民がごみ投棄差し止め請求を東京地方裁判所八王子支部に提出
【この頃の分別】可燃物は月水金または火木土、不燃物は火木に集積所方式で収集、不燃物は羽村町の中継地で選別の後、埋め立てていた。	
昭和51(1976)年8月	ごみ収集用紙袋の無料配布廃止
	羽村・瑞穂町のごみ穴周辺住民と多摩地区13市が和解、埋め立て期間は昭和52(1977)年5月までとなる
昭和51(1976)年10月	羽村・瑞穂町のごみ穴の管理のため多摩地区9市で東京都市廃棄物処分地管理組合を設立
	自治会等に対する廃品回収の実態調査を実施
昭和51(1976)年11月	塵芥焼却場周辺の環境調査を実施
昭和52(1977)年5月	資源再生利用補助金制度を開始(古紙2円/kg、一升びん3円/kg、ビールびん2円/本、その他びん1円/本、鉄類1円/kg)
	羽村・瑞穂町と東京都市廃棄物処分地管理組合が5月末までの埋め立て期間を7月に延長することで合意
昭和52(1977)年7月	瑞穂町の中継地が閉鎖
昭和52(1977)年8月	泉町の不燃物中継地が稼動開始
昭和53(1978)年4月	廃棄物処理及び清掃条例を改正し、事業ごみ手数料を引き上げ
昭和54(1979)年4月	資源再生利用補助金単価を引き上げ(古紙・布3円/kg、一升びん3円/kg、ビールびん2円/本、その他びん1円/本、鉄類2円/kg)
昭和54(1979)年10月	清掃工場(処理能力:90t/日×2炉=180t/日(全連続式))が完成(名称を塵芥焼却場から変更)
昭和55(1980)年2月	羽村町地元関係団体と東京都市廃棄物処分地管理組合が、ごみ最終処分地にかかる公害防止協定を締結
昭和55(1980)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布3円/kg、一升びん4円/kg、ビールびん3円/本、その他びん2円/本、鉄類2円/kg)
昭和55(1980)年11月	羽村町の廃棄物最終処分場(同町五ノ神字武蔵野347-1外、面積21,000㎡、深さ17m)に搬入を開始、使用期限3年間
昭和55(1980)年11月	多摩地域の27市町で組織する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
昭和56(1981)年4月	ごみ収集日を同一町内は同一日に一本化
【この頃の分別】燃えるごみは月水金または火木土、燃えないごみは月木または火金、水土	
昭和57(1982)年4月	資源再生利用補助金単価を改定、月別申請を年3回申請に変更(古紙・布・鉄類3円/kg、びん3円/本、アルミ缶30円/kg)
昭和57(1982)年5月	市内全域で市民が道路や公園などを一斉清掃する「ごみゼロ運動」が開始
昭和59(1984)年2月	乾電池や蛍光灯などを有害ごみとして分別収集を開始、有害ごみ収集用のビニール袋を配布

年 月	内 容
昭和59(1984)年4月	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場(面積22ha)に搬入を開始
昭和59(1984)年4月	資源再生利用補助金の対象に廃食用油が加わり、単価は3円/L
昭和59(1984)年10月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分場組合による乾電池共同処理を開始
昭和63(1988)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類6円/kg、びん6円/本、廃食用油6円/L、アルミ缶30円/kg、)
平成元(1989)年1月	生ごみ堆肥化容器購入補助事業のモニターを募集、59世帯が応募
平成元(1989)年8月	ごみ処理基本計画を策定(計画年次:1(1989)~15(2003)年度)
平成2(1990)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類9円/kg、びん9円/本、廃食用油9円/L、アルミ缶30円/kg、)
平成2(1990)年8月	ごみ対策市民委員会(市民団体代表、委託業者、清掃工場周辺住民、学識経験者など15名、任期は2年)が発足
平成2(1990)年9月	生ごみ堆肥化容器購入補助制度を開始 小学校におけるあき缶回収事業(2(1990)年度は試行的に第七小学校から始め、4(1992)年度までに全小学校にあき缶回収ボックスを設置)を開始
平成2(1990)年12月	紙資源回収の試行を実施
平成3(1991)年2月	ごみ処理基本計画を改訂
平成3(1991)年5月	資源再生利用補助金の対象に牛乳パックが加わり、単価は9円/kg 申請回数を年3回から年6回に
平成3(1991)年7月	紙資源回収事業を開始
平成3(1991)年8月	資源ごみ分別収集のモデル事業を市内4団地で実施 分別収集した紙ごみから作成したオリジナルトイレットペーパー「レッツリサイクル」を市関連公共施設で使用開始
平成3(1991)年10月	あき缶プレスカーの運行を開始
平成4(1992)年7月	清掃工場にシュレッダーを設置し、市内事業所から排出されるOA用紙類をオリジナルトイレットペーパーの原料として活用
平成4(1992)年9月	泉町の不燃物中継地を閉鎖し、不燃ごみ分別・資源化施設として一番町のリサイクルセンター(処理能力:30t/H)が稼働開始
平成4(1992)年12月	資源ごみ(かん、びん、金属類)の分別収集を開始
平成5(1993)年4月	オリジナルトイレットペーパー「レッツリサイクル」(1パック(6ロール入り)450円)を一般市民向けに販売を開始
平成5(1993)年9月	レッツリサイクルの品質を向上させ、愛称を市民公募して「里がえり」と名称変更
平成5(1993)年10月	立川市廃棄物及び再利用促進条例を施行
平成5(1993)年12月	総合リサイクルセンター(仮施設)を西砂町に開設し、清掃工場からシュレッダーを移設
平成6(1994)年4月	清掃工場に持ち込まれる事業系ごみの処理料金を改定(12円/kgから20円/kgに値上げ)
平成6(1994)年8月	生ごみ堆肥化のためのEM菌モニターを募集(EM菌と専用堆肥化容器を281名の市民に配布し、アンケートを実施)
平成6(1994)年10月	少量排出事業者向けの専用指定袋が使用開始となり、事業系ごみは自己処理が原則に

年 月	内 容
平成7(1995)年1月	ごみ減量協力員223名を委嘱
	阪神大震災支援事業として兵庫県西宮市に職員を派遣し、物資を提供するとともに、現地のごみ収集作業に従事
	缶・びんなどを回収するリサイクルポストを公共施設や団地、マンションなどに設置を開始
平成7(1995)年5月	オリジナルトイレットペーパー「里がえり」を450円から395円に値下げ
	リサイクルポストの設置を一般の住宅地などへ順次拡大
平成8(1996)年3月	一番町のリサイクルセンターを閉鎖
平成8(1996)年4月	西砂町の総合リサイクルセンター(処理能力:不燃ごみ40t/日、粗大ごみ10t/日、缶類10t/日、カレット13t/日、古紙類11t/日、合計84t/日)が稼働開始
平成8(1996)年7月	総合リサイクルセンターにカレット砂化システムを設置
平成8(1996)年10月	ごみ収集方式を変更 ① プラスチック・ビニール類、びん・缶・紙・布類など資源物の分別収集を開始(13分別) ② 国民の祝日も収集実施 ③ 町別の収集方式から市内を南北二つの地区(南地区:富士見・柴崎・錦・羽衣・曙・高松、北地区:緑・栄・若葉・幸・柏・泉・砂川・上砂・一番・西砂)に分けた収集方式へ ④ ごみを出すときは透明か半透明の袋で
平成9(1997)年4月	清掃工場新炉増設工事が完了(処理能力:90t/日×2炉=180t/日(全連続式)、100t/日×1炉=100t/日(全連続式))
	総合リサイクルセンターの油化還元施設において、プラスチック廃棄物リサイクル実証事業(共同研究)を開始
	油化還元施設で火災が発生し、運転中止
	カレット砂化システムが稼働開始
	総合リサイクルセンタープラザ棟1Fでリサイクル品の展示販売を開始
	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類10円/kg、びん10円/本、廃食用油10円/L、アルミ缶50円/kg、)
平成9(1997)年9月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:9(1997)~20(2008)年度)
平成10(1998)年2月	総合リサイクルセンター油化還元施設が再稼働
平成10(1998)年3月	第1回総合リサイクルセンターまつりを開催、約2,000人が来場
平成10(1998)年9月	プラスチック廃棄物リサイクル実証事業が終了(11(1999)年3月まで追補研究)
平成10(1998)年11月	総合リサイクルセンターまつりの名称を一般公募により「くるくるまつり」に変更して開催
平成11(1999)年11月	新聞紙と折込みチラシの混合収集を開始
平成12(2000)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類9円/kg、びん9円/本、廃食用油9円/L、アルミ缶50円/kg、)
平成12(2000)年9月	総合リサイクルセンター油化還元施設が完全停止し、プラスチック・ビニールは容器包装リサイクル法のルートによる再資源化へ

年 月	内 容
平成12(2000)年10月	<p>ごみ収集方式を変更</p> <p>① 粗大ごみ収集の全面有料化</p> <p>② ペットボトルの収集日を設定し、分別収集を開始(14分別)</p> <p>③ 定期的し尿汲み取りを申込制とし、手数料をし尿処理券(シール)購入による支払い方式とする</p>
平成13(2001)年3月	少量排出事業者の専用指定袋にプラスチック・ペットボトル用を追加し、可燃用と不燃用を合わせて3種類に
平成13(2001)年4月	家電リサイクル法施行に伴い家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)を粗大ごみ対象品目から外す
平成14(2002)年1月	オリジナルトイレットペーパー「里がえり」を395円から380円(税別)に値下げ
平成14(2002)年8月	ごみ収集車に天然ガス車を導入
平成14(2002)年10月	1日10kg以上搬入の事業者ごみ手数料を変更(20円/kgから30円/kgに値上げ)
平成14(2002)年12月	少量排出事業者(1日平均10kg未満)向けの専用指定袋の価格を1枚につき250円、1か月の販売枚数30枚以内に変更
平成15(2003)年6月	カラス防止ネットの配布を開始
平成15(2003)年8月	せん定枝再資源化事業を開始
平成15(2003)年12月	<p>ごみ処理基本計画を改定(計画年次:15(2003)~26(2014)年度)</p> <p>資源有効利用促進法に基づきパソコンの粗大ごみ収集が廃止となり、メーカー回収となる</p>
平成17(2005)年3月	立川・昭島衛生処理組合が解散
平成17(2005)年4月	バイクの粗大ごみ収集が廃止となり、メーカー回収となる
平成18(2006)年7月	ごみ集積所やリサイクルポストにおける新聞などの紙類や空缶の持ち去り対策のため、通常のパトロールに加え、立川警察署の協力のもとに早朝パトロールを実施
平成18(2006)年10月	多摩地域9市の市長による広域連携サミットにおいて合意した資源物抜き取り防止パトロールを9市が一斉に実施
平成19(2007)年4月	<p>南地区で収集された紙・布資源について、総合リサイクルセンターを経由せず、直接資源再生業者にへ搬入する方式に変更</p> <p>資源再生利用補助金の対象から牛乳パックと廃食用油が除外され、アルミ缶以外の金属がスチール缶に限定される 申請回数が年6回から年4回に</p>
平成19(2007)年10月~12月	新聞・折込チラシの収集日(第一水曜日)に、抜き取り防止のため、立川警察署の協力のもとに職員による早朝パトロールを実施
平成20(2008)年3月	ごみ処理優良事業所認定制度が始まり、37事業所を認定
平成20(2008)年4月	せん定枝の定期収集を開始(15分別に)
平成21(2009)年1月	せん定枝の毎週収集を開始
平成21(2009)年3月	広報たちかわ3月10日号に「ごみの現状 非常事態!燃やせるごみ減量待ったなし」というタイトルの記事を掲載し、「燃やせるごみ5年で50%減量」を目標に掲げる
平成21(2009)年3月~4月	ごみ処理基本計画改定に向けた基礎データを得るため、ごみ組成分析等調査を実施

年 月	内 容
平成21(2009)年4月	環境下水道部内にゴミ減量化担当部長及びゴミ減量化担当主幹を新設 ゴミ減量化担当部長は、ゴミ対策課・清掃事務所・ゴミ減量化担当主幹の事務を統括し、「燃やせるゴミ5年で50%減量」の実現に向けた組織体制を強化した
平成21(2009)年7月	生ゴミ処理機器購入費補助金制度を開始 雑誌・本・雑がみ(紙)の収集を月1回から月2回へ
平成21(2009)年9月	ゴミ減量・地域説明・意見交換会を開始(3月末までに、81団体から開催の申し込みがあり、約2,800名が参加)
平成22(2010)年1月	家庭ゴミの収集方式を変更 ① 紙資源の収集を月1回から隔週へ ② 容器包装プラスチックとその他のプラスチックをそれぞれ週1回収集にし、分別収集を開始(16分別) ③ ペットボトルの収集を月2回から週1回へ
平成22(2010)年5月	ゴミ処理基本計画を抜本的に改定(計画年次:22(2010)~36(2024)年度)
平成22(2010)年7月	ゴミ検査機による事業系一般廃棄物の受入検査を実施 多量排出事業者を対象として燃やせないゴミ、粗大ゴミ、資源(白古紙、せん定枝を除く)の受入制限を実施
平成22(2010)年10月	ゴミ減量情報紙「西砂からの風」創刊(隔月発行)
平成23(2011)年2月	大山団地において、生ゴミ分別・資源化モデル事業を実施(26(2014)年3月まで)
平成23(2011)年4月	資源物の持ち去り行為防止体制の強化のため、立川警察署、検察庁立川支部との間で協議を行い、連携を強化
平成23(2011)年5月	ゴミゼロ運動を見直し、全市一斉マイバッグ週間を実施 東日本大震災支援事業として職員を宮城県仙台市へ派遣し、現地のがれき処理作業等に従事
平成23(2011)年7月	事業系白古紙の受入制限を実施
	小規模集合住宅対策を開始
	事業系し尿の収集を委託収集から許可業者による収集に変更し、し尿処理5,000円券を廃止
	オリジナルトイレトペーパー「里がえり」について、製造事業者との間で商標権等に関する覚書を締結
	1,000円券一種類だった粗大ゴミ処理券に300円券を追加。10ポイントを超える収集の場合に利用でき、細かいポイントに対応できるようになった
平成24(2012)年1月	北地区で収集された紙・布資源についても、総合リサイクルセンターを経由せず、直接資源再生業者へ搬入する方式に変更
平成24(2012)年3月	ゴミ減量化担当主幹を廃止
平成24(2012)年4月	更なるゴミ減量のため、ゴミ減量推進課を新設
平成24(2012)年7月	動物死体処理手数料を変更 (持込1,500円から3,000円、収集2,000円から4,000円に値上げ)
平成25(2013)年2月	清掃工場の移転先候補地を発表
平成25(2013)年3月	立川市廃棄物処理及び再利用促進条例が改正され、25年11月より家庭ゴミの戸別収集・有料化を実施へ

年 月	内 容
平成25(2013)年7月	小型家電リサイクル法施行に伴う使用済小型家電の分別回収を実施 (市内3カ所に回収ボックスを設置)
平成25(2013)年10月	指定収集袋販売開始(初回取扱店舗数169店舗)
	戸別収集・有料化向け臨時コールセンター開設(11月まで)
	戸別収集・有料化後の収集カレンダー、分別ハンドブック及び試供品の燃やせるごみ指定収集袋10ℓ1ロール(10枚組)を全戸配布
	リサイクルポストの撤去を開始
	少量排出事業者向けの事業系専用指定袋のデザイン及び価格を改定(1枚250円→1枚330円(税別))従来品との交換も同時に開始(26(2014)年3月まで)
	市民による燃やせるごみ及び燃やせないごみの持ち込みが激増
平成25(2013)年11月	家庭ごみの戸別収集・有料化を実施(14分別)
	家庭ごみ持込手数料の改定(100kg未満の減免規定の撤廃)
平成26(2014)年3月	ごみ減量推進課を廃止
平成26(2014)年4月	清掃工場移転問題対策担当主幹を新設
平成26(2014)年8月	大山団地において、生ごみ分別・資源化事業を開始
平成26(2014)年11月	ごみ持込手数料の改定(家庭ごみ30円/kg;事業系ごみ40円/kgへ)
	市有集積所跡地の売却を開始
平成27(2015)年2月	都内で初めて宅配便を活用した小型家電の回収サービスをリネットジャパン株式会社(国の認定事業者)と協定締結し、立川市内で実施
平成27(2015)年6月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:27(2015)~36(2024)年度)
平成27(2015)年7月	事業系ごみの搬入物検査を強化
平成27(2015)年8月	立川駅北口公衆便所が、再開発に伴い仮設トイレから臨時トイレへ移行
平成27(2015)年12月	新清掃工場の市の基本的な考え方を示す「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」をまとめる
平成28(2016)年3月	清掃工場移転問題対策担当主幹を廃止
平成28(2016)年4月	新清掃工場準備室を新設
平成28(2016)年6月	立川駅北口公衆便所廃止
平成28(2016)年10月	立川駅南口公衆便所改修工事開始 仮設トイレへ移行
平成29(2017)年1月	立川駅南口公衆便所改修工事完了 供用開始
平成29(2017)年3月	「立川市新清掃工場整備基本計画」を策定
平成29(2017)年3月	オリジナルトイレトーパー「里がえり」事業終了
平成29(2017)年11月	立川市新清掃工場事業者選定審議会を設置
平成30(2018)年8月	ごみ分別アプリ運用開始
平成30(2018)年10月	立川市新清掃工場整備運営事業 入札告示
平成31(2019)年1月	立川市新清掃工場整備運営事業 入開札
平成31(2019)年1月	家庭ごみの収集方式を変更 ① プラスチックを「容器包装プラスチック」と「を製品プラスチック」の2分別へ(16分別) ② びん・有害ごみ・せん定枝の収集を月2回から週1回へ

年 月	内 容
平成31(2019)年4月	スプレー缶の収集方式を変更 ① 穴を開けずに収集 ② スプレー缶の収集日を設定し、分別収集を開始(16分別)
平成31(2019)年4月	新清掃工場準備室の係名を調整係・建築係・設備係に変更
平成31(2019)年4月	新清掃工場整備運営事業について新清掃工場事業者選定審議会からの審査公表及び答申
令和元(2019)年6月	新清掃工場整備運営事業について事業者と基本契約等を締結
令和元(2019)年9月	家庭ごみ指定収集袋のばら売り及び切り離しセットについて市内6店舗で試行的に販売を開始

○一般廃棄物の処理計画について

立川市告示第5号

一般廃棄物の処理計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成31年度の一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

平成31年4月1日

立川市長 清水 庄 平

- 1 処理区域 立川市全域及び立川市多摩川緑地
- 2 一般廃棄物処理及び減量に関する基本方針
 - (1) ごみの適正処理の推進
 - (2) 分別収集の徹底
 - (3) 事業系廃棄物の自己処理及び分別排出の徹底
 - (4) 資源物のリサイクルの推進
 - (5) 不法投棄の一掃
 - (6) し尿の衛生的な処理
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (1) ごみ
 - ア 燃やせるごみ 生ごみ（資源化対象のものを除く。）、紙くず、繊維くず、皮革類、落葉、小枝、板きれ、紙オムツなど
 - イ 燃やせないごみ ゴム類、せともの類、再生できないガラス、金属・ガラスなど複数の材質の混合物など
 - ウ 資源物
 - (ア) 容器包装プラスチック（ペットボトルを除く。以下同じ。）
 - (イ) 製品プラスチック
 - (ウ) ペットボトル
 - (エ) あき缶類
 - (オ) あきびん類
 - (カ) 新聞・折込チラシ

- (キ) 段ボール・茶色紙
 - (ク) 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック
 - (ケ) 古布
 - (コ) せん定枝
 - (カ) 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ
 - エ 有害ごみ 蛍光管、乾電池、水銀体温計など
 - (2) 粗大ごみ 家具・建具類、家庭電化製品（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）に規定するもの）を除く。）、自転車など
 - (3) し尿
 - (4) 浄化槽汚でい等
 - (5) 動物の死体
 - (6) 適正処理困難物 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成 5 年立川市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定により、次のものを指定する。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条に規定する特別管理一般廃棄物
 - イ 廃油
 - ウ 廃酸又は廃アルカリ
 - エ 塗料類
 - オ ガスボンベなど爆発のおそれのあるもの
 - カ 消火器
 - キ 自動車又はその部品
 - ク オートバイ又はその部品
 - ケ パーソナルコンピュータ
 - コ 特定家庭用機器再商品化法施行令に規定する特定家庭用機器
 - サ 蓄電池
 - シ コンクリート片、れんがなど
 - ス 土砂、石など
 - セ 家屋又はその配線、配管の改修等から発生する木材、電線、配水管、建物設備など
 - ソ ピアノ
 - タ ビルピット汚でい（し尿混じりのものを除く。）
 - チ その他市長が指定したもの
- 4 収集、運搬及び処分計画
- (1) ごみ及び粗大ごみ
 - ア 収集及び運搬の方法
 - (ア) 一般家庭から排出されるもの

- A 燃やせるごみ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（平成5年立川市規則第53号。以下「規則」という。）第12条の4第1項に規定する燃やせるごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週2回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。ただし、以下に定めるものについては、燃やせるごみ専用袋のほか、透明又は半透明の袋（容量45リットルまでのものに限る。以下同じ。）に収納することもできるものとする。
- a 落ち葉及び雑草等（規則第19条第1項第3号イに掲げるものをいう。）
 - b 育児、介護等に使用したおむつ（規則第19条第1項第3号ウに掲げるものをいう。）
- B 燃やせないごみ 規則第12条の4第1項に規定する燃やせないごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
- C 資源物
- a 容器包装プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - b 製品プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - c ペットボトル 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - d あき缶類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - e あきびん類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - f 新聞・折込チラシ ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - g 段ボール・茶色紙 ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - h 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたも

のを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

i 古布 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

j せん定枝 ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

D 有害ごみ 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

E 粗大ごみ あらかじめ届出のあったものを、随時、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。ただし、同一世帯における収集は、1か月以上の間隔をあけて行うものとする。

F AからDまでにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、次のとおりとする。

a 戸建住宅の場合 住宅への出入口など住宅の敷地内で道路付近にあり、かつ、収集に支障のない場所とする。ただし、住宅の敷地が道路に接していない場合、その他住宅の敷地内に適当な場所を定めることが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。

b 集合住宅の場合 集合住宅の敷地内で、収集に支障のない場所とする。なお、当該集合住宅の占有者は、建物又は共用階段ごとにまとめ、同一の場所に排出するものとする。

(イ) 規則第12条の4第2項に規定するボランティア袋を用いて排出するもの

A 燃やせるごみ 規則第12条の4第2項に規定する燃やせるごみ専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

B 燃やせないごみ等 規則第12条の4第2項に規定する燃やせないごみ等専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

C A及びBにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、(ア)Fの例による。

(ウ) 事業者から排出されるもの

A 一日平均排出量10キログラム以上の事業者が排出するごみ 事業者が自ら収集及び運搬をするほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者（以下「許可業者」という。）が収集及び運搬をする。ただ

し、燃やせないごみ及び粗大ごみについては産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者に、資源物（ただし、せん定枝を除く。）については専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者に回収を依頼する。

B 一日平均排出量 10 キログラム未満の事業者が排出するごみ 事業者が自ら収集及び運搬をするほか、次の方法による。

a 燃やせるごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせるごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

b 燃やせないごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせないごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

c 容器包装プラスチック・製品プラスチック・ビニール・ペットボトル 規則第 16 条の 2 に規定するプラスチック・ビニール・ペットボトル用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

(エ) 適正処理困難物 排出者が各自、当該品目の製造、販売又は処分を行っている業者に回収を依頼する。

イ 処分の方法

(ア) 中間処理の方法

A 燃やせるごみ

a 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物 清掃工場に運搬し、焼却処理をする。

b 事業系一般廃棄物（一部） 民間処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地）などの施設）に運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして再資源化をする。

B 燃やせないごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理をし、資源を回収する。資源回収後の残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。

C 資源物

a 容器包装プラスチック・製品プラスチック 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。選別後に発生した残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。また、必要に応じて民間処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地）などの施設）に運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして再資源化をする。

b ペットボトル 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。

c あき缶類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、

資源を回収する。

- d あきびん類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - e 新聞・折込チラシ 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - f 段ボール・茶色紙 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - g 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - h 古布 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - i せん定枝 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、チップ化する。
 - j 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に規定する登録再生利用事業者等の資源化処理施設（株式会社アイル・クリーンテック寄居工場（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 328 番地）などの施設）に運搬し、たい肥又は飼料の原料とするなどして処理する。
- D 有害ごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、分別したのち、専門業者に処分を委託する。
- E 粗大ごみ
- a 再利用可能なもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬したのち、公益社団法人立川市シルバー人材センターに引き渡す。
 - b 再利用不可能なもので可燃性のもの 全量を清掃工場に運搬し、破碎処理ののち、焼却処理をする。
 - c 再利用不可能なもので不燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理の後、資源を回収する。資源回収後の残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。
- (イ) 最終処分の方法
- A 焼却残灰
東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に運搬し、エコセメント化する。
- B 有害ごみ 専門業者に処分を委託する。
- C 回収資源
- a 容器包装プラスチック 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 2 条第 6 項に規定する分別基準適合物を、同法第 21 条第 1 項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）

に処分を委託する。

b 製品プラスチック 資源再生業者に売却処分する。

c ペットボトル 指定法人に処分を委託する。

d あき缶類 資源再生業者に売却処分する。

e あきびん類 資源再生業者に売却処分するか、又は指定法人に処分を委託する。

f アルミ類及び鉄類 資源再生業者に売却処分する。

g 紙類及び布類 資源再生業者に売却処分する。

h せん定枝 一定期間熟成した後、市民、農家等に頒布する。

(2) し尿及び浄化槽汚でい等

ア 収集及び運搬の方法

(ア) し尿

A 一般家庭から排出されるもの 申込みがあった戸別に、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

B 事業者から排出されるもの あらかじめ届出のあったものを、一般廃棄物の収集の許可を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。

(イ) 浄化槽汚でい等 申込みがあった戸別に、一般廃棄物の収集の許可を受け、浄化槽清掃の許可を受けた業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 立川市錦町下水処理場に運搬し、処理水で希釈処理をする。

(3) 動物の死体

ア 収集及び運搬の方法 あらかじめ届出のあったものを、随時、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 全量を清掃工場に運搬し、保管したのち、専門の業者に焼却処分を委託する。

5 発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

ア 発生量の見込み 40,290トン

(ア) 一般家庭から排出されるもの

A 燃やせるごみ 21,500トン

B 燃やせないごみ 1,920トン

C 資源物(ごみ) 11,695トン

D 粗大ごみ 1,130トン

E 有害ごみ 65トン

計 36,310トン

(イ) 事業者から排出されるもの

A 燃やせるごみ 3,635トン

B 燃やせないごみ 65トン

C 資源物(ごみ) 175トン

D	粗大ごみ	105トン
	計	3,980トン
イ	処理量の見込み	43,800トン
	(ア) 中間処理量	
A	焼却量	28,200トン
B	資源回収量	12,075トン
C	その他	15トン
	計	40,290トン
	(イ) 最終処分量 焼却残灰	3,510トン
(2)	し尿及び浄化槽汚でい等	
ア	発生量の見込み	
(ア)	し尿	220キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	85キロリットル
	計	305キロリットル
イ	処理量の見込み	
(ア)	し尿	220キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	85キロリットル
	計	305キロリットル
(3)	動物の死体	
ア	発生量の見込み	650体
イ	処理量の見込み	650体
6	廃棄物処理施設の能力	
(1)	ごみ焼却処理施設（単独処理施設）	
	立川市清掃工場	
	処理能力	280トン／24時間（90トン／24時間×2基、 100トン／24時間×1基）
(2)	不燃ごみ及び資源物処理施設（単独処理施設）	
	立川市総合リサイクルセンター	
	処理能力	73トン／日（5時間）
	処理能力内訳	
ア	不燃ごみ及び粗大ごみ	10トン／日（5時間）
イ	容器包装プラスチック、製品プラスチック及びペットボトル	40トン／日（5時間）
ウ	缶類	10トン／日（5時間）
エ	カレット	13トン／日（5時間）
(3)	せん定枝資源化施設	
	立川市総合リサイクルセンター内に設置	
	処理能力	3トン／日（5時間）

(4) 最終処分施設（共同処理施設）

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設

処理残さ	埋立容量	250万立方メートル
焼却灰	エコセメント化施設	300トン／24時間

(5) し尿処理施設

立川市錦町下水処理場において処理水で希釈処理

処理能力 4トン／日（8時間）

7 市民及び事業者の協力義務

(1) 市民の協力義務

- ア 排出抑制
- イ 分別排出の徹底
- ウ 集積場所の清潔の保持
- エ 再生品の使用及び不用品の活用
- オ 地域集団回収への積極的参加

(2) 事業者の協力義務

- ア 排出抑制
- イ 自己処理及び分別排出の徹底
- ウ 長期的に使用可能な製品の開発及び修理・回収体制の確保
- エ 再生資源及び再生品の活用
- オ 過剰包装の抑制
- カ 事業用大規模建築物における減量及びリサイクルの推進

8 収集又は運搬の禁止等に係る基本的事項

- (1) 条例第30条の2第1項に規定する所定の場所は、4(1)ア(イ)Fに定める場所とする。
- (2) 条例第30条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から紙類、布類、あき缶類、あきびん類その他本計画に定める資源物の収集又は運搬業務を受託した者とする。
- (3) 条例第30条の2第1項の規定による収集又は運搬の禁止の対象となる資源物は、3(1)ウ(ア)から(ケ)までに定めるものとする。

一般廃棄物の処理計画の変更について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき定めた平成 31 年度の一般廃棄物の処理計画を、令和元年 10 月 1 日付けで次のとおり変更する。

令和元年 9 月 27 日

立川市長 清水 庄 平

- 1 処理区域 立川市全域及び立川市多摩川緑地
- 2 一般廃棄物処理及び減量に関する基本方針
 - (1) ごみの適正処理の推進
 - (2) 分別収集の徹底
 - (3) 事業系廃棄物の自己処理及び分別排出の徹底
 - (4) 資源物のリサイクルの推進
 - (5) 不法投棄の一掃
 - (6) し尿の衛生的な処理
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (1) ごみ
 - ア 燃やせるごみ 生ごみ（資源化対象のものを除く。）、紙くず、繊維くず、皮革類、落葉、小枝、板きれ、紙オムツなど
 - イ 燃やせないごみ ゴム類、せともの類、再生できないガラス、金属・ガラスなど複数の材質の混合物など
 - ウ 資源物
 - (ア) 容器包装プラスチック（ペットボトルを除く。以下同じ。）
 - (イ) 製品プラスチック
 - (ウ) ペットボトル
 - (エ) あき缶類
 - (オ) あきびん類
 - (カ) 新聞・折込チラシ
 - (キ) 段ボール・茶色紙

- (ク) 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック
 - (ケ) 古布
 - (コ) せん定枝
 - (カ) 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ
 - エ 有害ごみ 蛍光灯、乾電池、水銀体温計など
 - (2) 粗大ごみ 家具・建具類、家庭電化製品（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定するもの）を除く。）、自転車など
 - (3) し尿
 - (4) 浄化槽汚でい等
 - (5) 動物の死体
 - (6) 適正処理困難物 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定により、次のものを指定する。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物
 - イ 廃油
 - ウ 廃酸又は廃アルカリ
 - エ 塗料類
 - オ ガスボンベなど爆発のおそれのあるもの
 - カ 消火器
 - キ 自動車又はその部品
 - ク オートバイ又はその部品
 - ケ パーソナルコンピュータ
 - コ 特定家庭用機器再商品化法施行令に規定する特定家庭用機器
 - サ 蓄電池
 - シ コンクリート片、れんがなど
 - ス 土砂、石など
 - セ 家屋又はその配線、配管の改修等から発生する木材、電線、配水管、建物設備など
 - ソ ピアノ
 - タ ビルピット汚でい（し尿混じりのものを除く。）
 - チ その他市長が指定したもの
- 4 収集、運搬及び処分計画
- (1) ごみ及び粗大ごみ
 - ア 収集及び運搬の方法
 - (ア) 一般家庭から排出されるもの
 - A 燃やせるごみ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（平

成5年立川市規則第53号。以下「規則」という。)第12条の4第1項に規定する燃やせるごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週2回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。ただし、以下に定めるものについては、燃やせるごみ専用袋のほか、透明又は半透明の袋(容量45リットルまでのものに限る。以下同じ。)に収納することもできるものとする。

a 落ち葉及び雑草等(規則第19条第1項第3号イに掲げるものをいう。)

b 育児、介護等に使用したおむつ(規則第19条第1項第3号ウに掲げるものをいう。)

B 燃やせないごみ 規則第12条の4第1項に規定する燃やせないごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

C 資源物

a 容器包装プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

b 製品プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

c ペットボトル 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

d あき缶類 かが等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

e あきびん類 かが等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

f 新聞・折込チラシ ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

g 段ボール・茶色紙 ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

h 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬

をする。

- i 古布 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - j せん定枝 ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
- D 有害ごみ 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
- E 粗大ごみ あらかじめ届出のあったものを、随時、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。ただし、同一世帯における収集は、1か月以上の間隔をあけて行うものとする。
- F AからDまでにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、次のとおりとする。
- a 戸建住宅の場合 住宅への出入口など住宅の敷地内で道路付近にあり、かつ、収集に支障のない場所とする。ただし、住宅の敷地が道路に接していない場合、その他住宅の敷地内に適当な場所を定めることが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - b 集合住宅の場合 集合住宅の敷地内で、収集に支障のない場所とする。なお、当該集合住宅の占有者は、建物又は共用階段ごとにまとめ、同一の場所に排出するものとする。
- (イ) 規則第12条の4第2項に規定するボランティア袋を用いて排出するもの
- A 燃やせるごみ 規則第12条の4第2項に規定する燃やせるごみ専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - B 燃やせないごみ等 規則第12条の4第2項に規定する燃やせないごみ等専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。
 - C A及びBにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、(ア)Fの例による。
- (ウ) 事業者から排出されるもの
- A 一日平均排出量10キログラム以上の事業者が排出するごみ 事業者が自ら収集及び運搬をするほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者（以下「許可業者」という。）が収集及び運搬をする。ただし、燃やせないごみ及び粗大ごみについては産業廃棄物の収集運搬業の

許可を受けた業者に、資源物（ただし、せん定枝を除く。）については専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者に回収を依頼する。

B 一日平均排出量 10 キログラム未満の事業者が排出するごみ 事業者が自ら収集及び運搬をするほか、次の方法による。

a 燃やせるごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせるごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

b 燃やせないごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせないごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

c 容器包装プラスチック・製品プラスチック・ビニール・ペットボトル 規則第 16 条の 2 に規定するプラスチック・ビニール・ペットボトル用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

(エ) 適正処理困難物 排出者が各自、当該品目の製造、販売又は処分を行っている業者に回収を依頼する。

イ 処分の方法

(ア) 中間処理の方法

A 燃やせるごみ

a 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物 清掃工場に運搬し、焼却処理をする。

b 事業系一般廃棄物（一部） オリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県寄居町）などの民間処理施設に運搬し、ガス化熔融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。または、桐生市清掃センター（群馬県桐生市）に運搬し、焼却後再資源化する。

B 燃やせないごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理をし、資源を回収する。資源回収後の残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。

C 資源物

a 容器包装プラスチック・製品プラスチック 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。選別後に発生した残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。また、必要に応じてオリックス資源循環株式会社寄居工場などの民間処理施設に運搬し、ガス化熔融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。

b ペットボトル 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。

c あき缶類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。

- d あきびん類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - e 新聞・折込チラシ 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - f 段ボール・茶色紙 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - g 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - h 古布 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
 - i せん定枝 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、チップ化する。
 - j 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に規定する登録再生利用事業者等の資源化処理施設などに運搬し、たい肥又は飼料の原料とするなどして処理する。
- D 有害ごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、分別したのち、専門業者に処分を委託する。

E 粗大ごみ

- a 再利用可能なもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬したのち、公益社団法人立川市シルバー人材センターに引き渡す。
- b 再利用不可能なもので可燃性のもの 全量を清掃工場に運搬し、破碎処理ののち、焼却処理をする。
- c 再利用不可能なもので不燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理の後、資源を回収する。資源回収後の残さは、清掃工場に運搬し、焼却処理をする。

(4) 最終処分の方法

A 焼却残灰

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に運搬し、エコセメント化する。

B 有害ごみ 専門業者に処分を委託する。

C 回収資源

- a 容器包装プラスチック 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 2 条第 6 項に規定する分別基準適合物を、同法第 21 条第 1 項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に処分を委託する。
- b 製品プラスチック 資源再生業者に売却処分する。
- c ペットボトル 指定法人に処分を委託する。

- d あき缶類 資源再生業者に売却処分する。
- e あきびん類 資源再生業者に売却処分するか、又は指定法人に処分を委託する。
- f アルミ類及び鉄類 資源再生業者に売却処分する。
- g 紙類及び布類 資源再生業者に売却処分する。
- h せん定枝 一定期間熟成した後、市民、農家等に頒布する。

(2) し尿及び浄化槽汚でい等

ア 収集及び運搬の方法

(ア) し尿

A 一般家庭から排出されるもの 申込みがあった戸別に、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が収集及び運搬をする。

B 事業者から排出されるもの あらかじめ届出のあったものを、一般廃棄物の収集の許可を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。

(イ) 浄化槽汚でい等 申込みがあった戸別に、一般廃棄物の収集の許可を受け、浄化槽清掃の許可を受けた業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 立川市錦町下水処理場に運搬し、処理水で希釈処理をする。

(3) 動物の死体

ア 収集及び運搬の方法 あらかじめ届出のあったものを、随時、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者が戸別に収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 全量を清掃工場に運搬し、保管したのち、専門の業者に焼却処分を委託する。

5 発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

ア 発生量の見込み 40,290トン

(ア) 一般家庭から排出されるもの

A 燃やせるごみ 21,500トン

B 燃やせないごみ 1,920トン

C 資源物(ごみ) 11,695トン

D 粗大ごみ 1,130トン

E 有害ごみ 65トン

計 36,310トン

(イ) 事業者から排出されるもの

A 燃やせるごみ 3,635トン

B 燃やせないごみ 65トン

C 資源物(ごみ) 175トン

D 粗大ごみ 105トン

計 3,980トン

イ 処理量の見込み 43,800トン

- (ア) 中間処理量
- | | |
|---------|----------|
| A 焼却量 | 28,200トン |
| B 資源回収量 | 12,075トン |
| C その他 | 15トン |
| 計 | 40,290トン |
- (イ) 最終処分量 焼却残灰 3,510トン
- (2) し尿及び浄化槽汚でい等
- ア 発生量の見込み
- | | |
|-------------|-----------|
| (ア) し尿 | 220キロリットル |
| (イ) 浄化槽汚でい等 | 85キロリットル |
| 計 | 305キロリットル |
- イ 処理量の見込み
- | | |
|-------------|-----------|
| (ア) し尿 | 220キロリットル |
| (イ) 浄化槽汚でい等 | 85キロリットル |
| 計 | 305キロリットル |
- (3) 動物の死体
- | | |
|-----------|------|
| ア 発生量の見込み | 650体 |
| イ 処理量の見込み | 650体 |
- 6 廃棄物処理施設の能力
- (1) ごみ焼却処理施設（単独処理施設）
- 立川市清掃工場
- 処理能力 280トン／24時間（90トン／24時間×2基、
 100トン／24時間×1基）
- (2) 不燃ごみ及び資源物処理施設（単独処理施設）
- 立川市総合リサイクルセンター
- 処理能力 73トン／日（5時間）
- 処理能力内訳
- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ア 不燃ごみ及び粗大ごみ | 10トン／日（5時間） |
| イ 容器包装プラスチック、製品プラスチック及びペットボトル | 40トン／日（5時間） |
| ウ 缶類 | 10トン／日（5時間） |
| エ カレット | 13トン／日（5時間） |
- (3) せん定枝資源化施設
- 立川市総合リサイクルセンター内に設置
- 処理能力 3トン／日（5時間）
- (4) 最終処分施設（共同処理施設）
- 東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設

処理残さ	埋立容量	250万立方メートル
焼却灰	エコセメント化施設	300トン／24時間

(5) し尿処理施設

立川市錦町下水処理場において処理水で希釈処理

処理能力 4トン／日（8時間）

7 市民及び事業者の協力義務

(1) 市民の協力義務

- ア 排出抑制
- イ 分別排出の徹底
- ウ 集積場所の清潔の保持
- エ 再生品の使用及び不用品の活用
- オ 地域集団回収への積極的参加

(2) 事業者の協力義務

- ア 排出抑制
- イ 自己処理及び分別排出の徹底
- ウ 長期的に使用可能な製品の開発及び修理・回収体制の確保
- エ 再生資源及び再生品の活用
- オ 過剰包装の抑制
- カ 事業用大規模建築物における減量及びリサイクルの推進

8 収集又は運搬の禁止等に係る基本的事項

- (1) 条例第30条の2第1項に規定する所定の場所は、4(1)ア(ア)Fに定める場所とする。
- (2) 条例第30条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から紙類、布類、あき缶類、あきびん類その他本計画に定める資源物の収集又は運搬業務を受託した者とする。
- (3) 条例第30条の2第1項の規定による収集又は運搬の禁止の対象となる資源物は、3(1)ウ(ア)から(ケ)までに定めるものとする。